

別添

事務連絡
令和5年2月17日

各都道府県
社会保障・税番号制度担当部局
マイキープラットフォーム担当部局 御中

デジタル庁
デジタル社会共通機能グループ(公金受取口座担当)
国民向けサービスグループ(マイキープラットフォーム担当)

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課

総務省自治行政局
住民制度課マイナンバー制度支援室
地域力創造グループマイナポイント施策推進室

マイナポイントの申込期限の延長等について

マイナポイント第2弾の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

「マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限等の延長について」(令和4年12月20日付けデジタル庁・厚生労働省・総務省事務連絡)において、マイナポイント第2弾の申込の対象となるマイナンバーカード(以下「カード」という。)の申請期限を「令和4年12月末」から「令和5年2月末」へ延長する旨と併せて、ポイント申込期限、カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限及び公金受取口座登録期限について、2月末までにカードを申請された方が適切にポイント申込等ができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を勘案し、今後、適切な時期に改めて公表する予定である旨お知らせしたところです。

今般、昨今の感染状況やカードの申請・交付状況等も踏まえ、マイナポイントの申込期限等を「令和5年5月末」としましたので、お知らせします。

また、マイナンバーカードの申請期限、マイナポイントの申込期限を迎えるに当たって、マイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの申込手続支援等に関して、御留意いた

だきたい事項を下記のとおり整理しましたので、改めて御確認・御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨を各都道府県内の市区町村に周知していただくとともに、必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各地方公共団体に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 マイナポイントに関する各種期限について

マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限（既報）	令和5年2月28日（火）
マイナポイントの申込期限	令和5年5月31日（水） ※一部の決済サービスにおいては、5月31日以前の異なる期限を設定していることがあるため、御留意願います。
カードの新規取得等に対するポイント（施策①）に係るチャージ・お買い物期限	
健康保険証利用申込期限 ※健康保険証の利用申込はマイナポイント施策②の申込時に自動で行われるため、個別の手続きは不要です。	
公金受取口座の登録期限 ※マイナポイント施策③の申込とは別途マイナポータルでのお手続きが必要です。	

なお、上述の期限までに申し込まれたマイナポイントの付与等に係る経費については、令和3年度補正予算の事故繰越によって対応しているため、申込期限である5月末までに確実にカードの交付やポイントの申込支援を実施いただけるよう、体制整備をお願いします。

2 カード申請・交付及びマイナポイント申込手続支援等における留意事項について

(1) カードの申請・交付・利用者証明用電子証明書の更新に関する注意事項

2月末までにカードの交付申請ができないこと、2月末までに申請したカードが5月末までに交付できないことを回避するため、以下について御留意いただくようお願いいたします。

- 「マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長に伴う今後の広報展開等について」（令和5年1月30日付け総務省事務連絡）においてもお知らせしたとおり、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は「令和5年2月末」が最後であるため、ポイント申込期限の「令和5年5月末」と混同されることがないように、住民に対し、十分に周知を行うこと。

- 住民が期限までに申請を行ったものが対象となるため、自治体において申請書を取りまとめて提出する場合も、2月末日まで申請を受け付けること。
- 申請時来庁方式、郵便局や携帯ショップでの申請については、令和5年2月17日付事務連絡「マイナポイント事業の対象者の判定に関する留意事項について」に記載の期日までに、自治体から地方公共団体情報システム機構宛に郵送（投函）すること。
- 2月末までにカードを申請していても、ポイント申込期限である5月末までにカードが交付されなければ、ポイントの申込ができないため、2月末までに申請されたカードが5月末までに確実に交付されるよう、「マイナンバーカード関係業務の円滑な実施に向けた取組について（依頼）」（令和5年2月7日付け総行住第7号、総行マ第15号、総行情第11号）を踏まえ、円滑なカード交付体制を整備すること。また、転出入に伴うカードの交付の再申請により、ポイントが受け取れないというトラブルを極力回避するため、令和5年2月17日付事務連絡「マイナポイント第2弾の対象者の判定に関する留意事項について」及び参考文書を確認の上、転出入時の適切な事務処理及び住民への適切な周知を行うこと。
- 公金受取口座の登録に係るポイントの付与（施策③）の申込を行った後に、利用者証明用電子証明書を更新し、その後公金受取口座の登録を行った場合、更新後の利用者証明用電子証明書で一度もマイキープラットフォームにログインしなければ、システムの仕様上、マイナポイントの付与権利が確定せず、ポイントが付与されない場合があるため、利用者証明用電子証明書の更新を行う場合は、必ず更新後の利用者証明用電子証明書でマイキープラットフォームにログインし、申込状況の確認を行うよう、周知すること（申込状況の確認はマイナンバーカード読取に対応する個人端末、自治体設置の端末の他、コンビニのマルチコピー機や、セブン銀行ATMでも可能）。

（2）ポイントの申込支援にあたっての注意事項

ポイントの申込件数については、各自治体での申込手続支援により大きく増加しているところ、令和5年5月末のポイント申込期限を迎えるに当たって、ポイント申込支援窓口が一層混雑することが予想されます。申込手続支援を希望する住民に円滑かつ適切に申込手続支援を行うことができるよう、以下について御留意いただくようお願いいたします。

- マイナンバーカード関係窓口において、各種手続のために訪れた住民に対し、一連の流れでポイント申込、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録に関する案内を行うこと。
- マイナポイント申込手続支援窓口について、マイナンバーカード関係窓口の近傍に設置いただくなどとともに、健康保険証利用申込や公金受取口座登録支援を併せて行っていただく等、各種手続のために訪れた住民が円滑にポイントを

申し込める導線とし、積極的に誘導すること。

- マイナポイント申込手續支援窓口の混雑が予想される場所、「マイナポイント申込手續支援に係る適切な事務の実施について」（令和4年8月25日付け事務連絡）や「マイナポイント申込支援マニュアルの送付について」（令和4年12月28日付け事務連絡）にて送付している「マイナポイント申込支援マニュアル_ver1.2」を参照し、引き続き適切な申込手續支援を行うこと。
- ポイント申込期限等については、決済サービスによって異なる期限を設定している場合があるため、詳しくは決済サービスのウェブサイトまたはマイナポイント事業HPを随時御確認いただきたいこと。

3 申込手續支援にかかる経費について

令和5年度の申込手續支援にかかる経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金にて措置する方向で調整中であるため、詳細は別途お知らせします。

連絡先

(公金受取口座登録について)

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ (公金受取口座担当)

担当：新垣参事官補佐、桑島参事官補佐

電話：03-4477-6775

(マイキープラットフォームについて)

デジタル庁 国民向けサービスグループ (マイキープラットフォーム担当)

担当：内田参事官補佐、齊藤主査

電話：03-4477-6775

(健康保険証利用申込みについて)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

担当：酒井主査、渡辺主査

電話：03-3595-2174

(マイナンバーカードの交付について)

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担当：瀧口係長、天野官

電話：03-5253-5366

(マイナポイントの申込み・付与、マイナポイント事業費補助金について)

総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室

担当：作井係長、武藤官

電話：03-5253-5585

事務連絡
令和4年12月20日

各都道府県
社会保障・税番号制度担当部局
マイキープラットフォーム担当部局 御中

デジタル庁
デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座担当）
国民向けサービスグループ（マイキープラットフォーム担当）

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課

総務省自治行政局
住民制度課マイナンバー制度支援室
マイナポイント施策推進室

マイナポイント第2弾の対象となる
マイナンバーカードの申請期限等の延長について

マイナポイント第2弾の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

「マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長について」（令和4年9月20日付けデジタル庁・厚生労働省・総務省事務連絡）において、マイナポイント第2弾の申込の対象となるマイナンバーカード（以下「カード」という。）の申請期限を「令和4年9月末」から「令和4年12月末」へ延長したところです。

一方で、新型コロナウイルスについては、現在、新規感染者数が全国的に増加傾向にあり、窓口混雑緩和の観点から、安心して国民の皆様にご申請していただけるよう、今般、下記のとおり、マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限を延長することとしましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、この旨を各都道府県内の市区町村に周知していただくとともに、必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各地方公共団体に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限

【延長前】令和4年12月末

【延長後】令和5年2月末

(※1) ポイント申込期限、カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限及び公金受取口座登録期限については、2月末までにカードを申請された方が適切にポイント申込等ができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を勘案し、今後、適切な時期に改めて公表する予定です。

(※2) マイナポイント第2弾は令和3年度補正予算事業であることから、カード申請期限の延長は今回が最後となります。

2 住民への周知・広報について

今般、マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限を延長することに伴い、次の(1)から(3)までの3点を住民の皆様にご周知・ご広報していただくよう御協力をお願いいたします。

(1) ポイント申込の対象となるカードの申請期限は、「令和5年2月末」までとなること。

なお、カード申請期限の延長は今回が最後であること。

(2) ポイント申込期限、カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限及び公金受取口座登録期限は、2月末までにカードを申請された方が適切にポイント申込等ができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を勘案し、今後適切な時期に改めて公表がなされる予定であること。

(3) カード申請から交付までに一定期間を要することやカード申請期間間の窓口混雑緩和の観点から可能な限り早めにカードを申請していただきたいこと。申請に当たっては、11月から12月上旬にかけてカード未取得者に送付しているQRコード付きマイナンバーカード交付申請書を使用することで、来庁することなく、スマートフォン等によるオンライン又は郵送により簡単に申請することが可能であること。

なお、住民への周知・広報に当たって、これまで提供してきた広報ツールについては、今回の変更内容を反映したものを追って送付させていただきます。

3 カード交付体制の整備及びポイント申込・健康保険証利用申込・公金受取口座登録の促進について

カードの申請件数については、10月以降、順次進められている政府・各自治体によるカードの更なる利便性向上・申請促進に向けた取組等により大きく増加しているところですが、今回の延長により、より一層多くの申請が見込まれます。このため、以下のような取組により、カードを円滑に交付するための体制整備やポイントの申込、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進を行っていただくようお願いいたします。

- (1) 「マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について」（令和4年12月20日付け総行マ第99号）を踏まえ、カードを円滑に交付するための交付体制の整備に取り組むこと。
- (2) マイナンバーカード関係窓口において、各種手続のために訪れた住民に対し、一連の流れでポイント申込、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録に関する案内を行うこと。
- (3) マイナポイント申込手続支援窓口について、マイナンバーカード関係窓口の近傍に設置いただくなどとともに、健康保険証利用申込や公金受取口座登録支援を併せて行っていただく等、各種手続のために訪れた住民が円滑にポイントを申し込める導線とし、積極的に誘導すること。

カード申請・交付やポイント申込支援等の体制整備に当たっては、従来から新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け所要の対策がとられているところであるが、窓口数を増加させる等窓口体制を強化するとともに、事前予約制の導入や十分なスペースの確保、夜間・休日窓口の確保等により、より一層の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じること。

なお、マイナポイント申込手続支援窓口の混雑が予想される場所、「マイナポイント申込手続支援に係る適切な事務の実施について」（令和4年8月25日付け事務連絡）や、「マイナポイント申込支援マニュアルの送付について」（令和4年9月30日付け事務連絡）にて送付している「マイナポイント申込支援マニュアル_ver1.1」を参照し、引き続き適切な申込手続支援を行うこと。

4 マイナポイント事業費補助金について

今般のカード申請期限等の延長に伴い、「令和4年度マイナポイント事業費補助金の基準額の改正及びマイナポイント第2弾の対象となるカード申請期限の延長に伴う所要見込額調査について」（令和4年12月20日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡）に基づき、追加が必要となるマイナポイント事業費補助金の額の調査を行うこととしており、その結果に基づき基準額を増減させる予定でありますので、お知らせいたします。

連絡先

(公金受取口座登録について)

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座担当）

担当：新垣参事官補佐、桑島参事官補佐

電話：03-4477-6775

(マイキープラットフォームについて)

デジタル庁 国民向けサービスグループ（マイキープラットフォーム担当）

担当：内田参事官補佐、齊藤主査

電話：03-4477-6775

(健康保険証利用申込みについて)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

担当：酒井主査、渡辺主査

電話：03-3595-2174

(マイナンバーカードの交付について)

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担当：瀧口係長、天野官

電話：03-5253-5366

(マイナポイントの申込み・付与、マイナポイント事業費補助金について)

総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室

担当：作井係長、武藤官

電話：03-5253-5585

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 25 日

各 都 道 府 県
マイキープラットフォーム担当部局 御中

総務省自治行政局
マイナポイント施策推進室

マイナポイント申込手続支援に係る適切な事務の実施について

マイナポイント第 2 弾については、平素から多大なる御協力を賜り、御礼申し上げます。
市区町村におけるマイナポイント申込手続支援については、「マイナポイント申込支援マニュアルの送付について」（令和 4 年 6 月 24 日付事務連絡）にてお知らせしました「マイナポイント申込支援マニュアル_ver1.0」（以下、「マニュアル」という。）等においてお示ししているところです。

手続の支援に際しては、マニュアル p. 25 に記載のとおり、必ずトップ画面が表示されていることを確認してから、次の住民の支援を開始していただくようお願いしているところですが、今般、このトップ画面の確認が不十分であったこと等が原因で、住民 A のマイナンバーカードでのマイナポイント申込み権利が、住民 B の決済サービスに紐付けられてしまうという事案が判明しました。

具体的には、主に先に手続をした住民 A が申込みを完了せずに、申込み途中画面のまま帰宅してしまった場合に、住民 B がその画面から申込みを始めてしまう、というような場合に同様の事象が発生しやすいものと認識しております。

このような場合、ログアウト等のボタンが表示されない画面もありますが、アプリケーションを一度閉じて再度立ち上げていただく等、必ずトップ画面を確認してから次の住民の御案内を開始していただくよう、改めて庁内での注意喚起をお願いいたします。

なお、マイナポイント利用規約上は、誤って第三者の決済サービスを紐付けてしまった場合であっても、申込み権利は原則戻らないこととしておりますので、トップ画面の確認の徹底を含め、今一度マニュアルの内容を十分に御確認いただき、適切な手続支援に御協力をお願いいたします。

都道府県におかれましては、市区町村に対してもこの旨周知徹底をお願いします。

【連絡先】

<本事務連絡に関するもの>

総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室
電 話：03-5253-5585（直通）

<マイナポイント制度に関する自治体窓口について>

ナビダイヤル：0570-010-084

<利用者からのお問い合わせ>

通常のお問い合わせ：0120-95-0178

イレギュラーのお問い合わせ：0120-023-460

総行住第7号
総行マ第15号
総行情第11号
令和5年2月7日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局
住民制度課長
マイナンバー制度支援室長
地域力創造グループ
マイナポイント施策推進室長
(公印省略)

マイナンバーカード関係業務の円滑な実施に向けた取組について（依頼）

平素よりマイナンバーカードの普及の促進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限については2月末までとなっており、カード申請期限の延長はこれが最後となります。この機会に一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただけるよう、2月末への延長が最後であることも含め積極的な広報に取り組みとともに、引き続き積極的に申請促進に取り組むことが重要です。

その上で、見込まれる申請件数に対し、今後円滑に交付通知書を送付し、速やかにマイナンバーカードを交付することができるよう、交付体制の整備に計画的に取り組む必要があります。

つきましては、これらのことを踏まえ、マイナンバーカードの普及促進に向けて、マイナンバーカード関係業務の円滑な実施が図られるよう、下記についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本年は、マイナンバーカードの交付や交付前設定に係る業務が集中しているという特殊な状況にあることから、市区町村の窓口が混雑する傾向にある3月末から4月初めにかけて、関係システムへの負荷の分散を含め、マイナンバーカード関係業務の平準化を行う必要があることにつきましても、ご留意願います。

都道府県におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限については2月末までとなっていることを踏まえ、「マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長に伴う今後の広報展開等について」（令和5年1月30日付け総務省地域力創造グループマイナポイント施策推進室事務連絡）で提供している広報素材も活用し、2月末への延長が最後であることも含め積極的な広報に取り組むこと。加えて、出張申請受付や申請サポート事業などの申請促進策についても引き続き積極的に取り組むとともに、市町村窓口で混乱が生じないように、申請受付の対応に万全を期すこと。

2 「マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について（通知）」（令和4年12月20日付け総行マ第99号）等を踏まえ、必要な窓口数・人員数を確保し、土日祝日・夜間開庁を積極的に実施するなど、交付体制の整備に取り組むこと。

3 窓口混雑を極力回避できるよう関係業務の平準化を図ること。

(1) 3月末から4月初めまでの窓口混雑等を極力回避する観点から、マイナンバーカード交付窓口への来庁者の平準化を図るため、特に3月25日（土）、26日（日）、4月1日（土）、2日（日）の土日・夜間開庁を積極的に実施するとともに、この旨をあらかじめ広報誌やホームページ、SNS等を通じて住民に幅広く周知を行うこと。

なお、本年2月6日からサービスが開始されるマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の利用により、転出届を自宅等から行うことができるようになり、転出届の事務に関する窓口業務の軽減と住基ネット全国サーバへの負荷の分散が期待できるため、積極的な周知と活用を図ること。

(2) 本年3月27日（月）から4月7日（金）の平日において、以下の表に記載する時間帯については、交付前設定や帳票類の出力など、対面で行うことを要しない業務を避け、その他の時間帯に実施していただきたいこと。

	東日本の市区町村※1	西日本の市町村※2
3月27日（月）	全ての窓口開庁時間	
3月28日（火）～3月31日（金）	9時～12時	14時～17時
4月3日（月）	全ての窓口開庁時間	
4月4日（火）～4月7日（金）	14時～17時	9時～12時

※1 都道府県の建制順が1～23の団体

※2 都道府県の建制順が24～47の団体

(3) 関係システムは、本年2月から4月までの間、土日及び祝日を含め、以下の時間で稼働していることから、3月末・4月初めの窓口混雑期の業務の実施に影響が出ない

よう、2月のうちから交付前設定を行うための体制を確保し、2月のうちから、昨年
末の申請急増期のカードなど、既に市町村に送付された分も含め、計画的に作業を行
うこと。マイナンバーカードの交付に係る非対面の業務を実施するために必要となる
正規職員の時間外勤務手当や会計年度任用職員等に係る報酬又は給料等については、
マイナンバーカード交付事務費補助金の対象であることから、積極的に活用すること。

稼働時間

- ① 住基ネット全国サーバ
8時00分～21時00分
- ② 個人番号カード管理システム
7時30分～21時30分
- ③ 公的個人認証システム
7時30分～20時00分

システム停止日

2月19日（日）、4月16日（日）

（公的個人認証システムは、4月28日（金）20時～5月7日（日）終日の間、
電子証明書のスマートフォンへの搭載等のための更改作業により運用停止）

（参考）

- ・「マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長に伴う今後
の広報展開等について」（令和5年1月30日付け総務省地域力創造グループマイナポ
イント施策推進室事務連絡）
- ・「マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について（通知）」（令和
4年12月20日付け総行マ第99号）

総務省 自治行政局

住民制度課

担 当：小泉係長、市川、生田

電 話：03-5253-5517

メール：juki@soumu.go.jp

マイナンバー制度支援室

担 当：瀧口係長、小畑係長、天野、佐藤、岡田

電 話：03-5253-5366

メール：juki@soumu.go.jp

地域力創造グループ

マイナポイント施策推進室

担 当：豊田係長、作井係長

電 話：03-5253-5585

メール：denshijichi@soumu.go.jp